

外国人留学生に対する就労許可制度の国際比較

Survey of Working Permit for International Students at University

石井 誠
ISHII Makoto

概要

大学で学習する外国人留学生が生活費の補助としてアルバイトをすることが可能かどうかは留学する国によって大きく異なる。本稿では日本の制度をはじめ、アメリカ、イギリス、オランダ、オーストラリア、台湾、韓国の外国人留学生の就労許可制度を調査した結果をまとめる。アルバイトができるのかどうか、また、できる場合はどのような手続きでどの程度認められるのか。調査結果を通して、そのときどきの各国政府の留学生に対する姿勢を読み取ることができるのではないかと思われる。

キーワード：高等教育，外国人留学生，就労許可，資格外活動，在留資格

1 はじめに

日本の大学の学部、大学院で学ぶ外国人留学生はきちんと手続きを行えば、週に28時間までアルバイトをすることが認められている。この制度は諸外国に比べると留学生にとって寛容な制度となっている。アメリカでは外国人留学生は基本的にキャンパス外で就労することはできず、制限された時間内で、キャンパス内のカフェテリアや図書館での就労が認められているだけである。本稿は主要諸国の外国人留学生に対するアルバイト許可制度の国際比較を試みたものである。

2 外国人留学生のアルバイトに対する日本の方針

日本の大学で留学生の就労は資格外活動許可を取得することにより1週間に28時間以内という制限のもと許可される。この制度の目的や変遷については岡(2004)に詳しくまとめられている。この論文が発表された当時の資格外活動許可制度は以下の内容であった。

第4期(1998年9月1日～現在に至る)

留学生の資格外活動は、1998年9月1日以降、次の2種類の基準で、一律かつ包括的に許可されている。

- ①大学又はこれに準じる機関の正規生、専修学校専門課程又は高等専門学校の留学生
1週について28時間以内(教育機関の長期休業期間中は1日8時間以内)
- ②専ら聴講による研究生及び聴講生

1 週について14時間以内（教育機関の長期休業期間中は1日8時間以内）
(pp.22)

その後、2009年（平成21年）に出入国管理及び難民認定法が改正された。このときの改正は在留カードの導入、日本語学校に通う学生の在留資格である「就学」が廃止され「留学」に一本化されるなど、かなり大きな変更だった。この改正に伴い2012年から現行の在留カードが導入されるなど、順次制度が変更されたが、資格外活動許可制度の基本方針は上記1998年の制度が維持されている。入国管理局のホームページによると現行の制度では資格外活動許可を受けると以下の条件で就労（アルバイト）をすることができる。

・ 出入国管理及び難民認定法施行規則（抄）¹⁾

第19条

5 法第19条第2項の規定により条件を付して新たに許可する活動の内容は、次の各号のいずれかによるものとする。

一 1週について28時間以内（留学の在留資格をもって在留する者については、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、1日について8時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（風俗営業若しくは店舗型風俗特殊営業が営まれている営業所において行うもの又は無店舗型風俗特殊営業、映像送信型風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除き、留学の在留資格をもって在留する者については教育機関に在籍している間に行うものに限る。）

二 前号に掲げるもののほか、地方入国管理局長が、資格外活動の許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称及び所在地、業務内容その他の事項を定めて個々に指定する活動

資格外活動許可の申請は本人が入国管理局に出向き自分で申請してもいいし、資格を持った所属機関（大学）の職員が本人から書類を預かり取り次いで申請することもできる（「申請取次制度」）。申請書は資料1に掲載した1枚のみで、申請手数料は無料である。また、改正前は大学職員が資格外活動許可を申請取次する場合、大学が在籍する学生の証明書「副申書」を作成する必要があったが、現在は必要なくなっている。

また、この申請書の項目13番に勤務先を記入する欄があるが、申請時にアルバイト先が決まっていない場合、未定として申請することも可能である。資格外活動許可は「包括的に」行われることになっており、許可基準内であれば、留学生自身が自由にアルバイト先、勤務時間を決めたり変更したりできることになっているからである。

在留カードの運用が始まった年、つまり2012年7月9日からは「留学」の在留資格で

新しく上陸の許可を受けた場合、上陸の許可に引き続き、資格外活動許可の申請を行うことができるようになった。つまり、「留学」の資格でビザが発行され主要な空港から日本に入国する場合、裏面の「資格外活動許可欄」に「許可」と印字された在留カードがその場で発行される。この時に使用する申請用紙が資料2に掲載したものだが、申請者の国籍、生年月日、氏名、性別を書いて署名するだけの非常に簡略化されたものとなっている。留学生を受け入れる教育機関は以前より慎重な入学選考をする必要があるが、留学生の利便性を考えると非常によくできた制度だと言える。²⁾

3 諸外国の外国人留学生就労許可制度

それでは日本以外では外国人留学生の就労（アルバイト）についてはどのように規定されているのだろうか。外国人留学生が多く、また、日本人学生にも留学先として人気のあるいくつかの国を選んで調べてみた。

3.1 アメリカ合衆国

アメリカの大学で長期間正規生として在籍するためには学生ビザ（F-1ビザ）を取得する必要がある。ビザの申請要件、申請書類は大きな事件が起こったり、大統領が変わったりすると変更になることがある。また、ビザが発行されていても、実際の入国の可否および米国での滞在期間は入国地の米国税関・国境取締局員が最終決定することになっている。本稿執筆時点での学生（F-1）滞在資格保持者の就労制度は日米教育委員会（フルブライト・ジャパン）のホームページによると以下のようになっている。

学生（F-1）滞在資格保持者は、学期中週20時間以内、休暇中はフルタイムで、キャンパス内のアルバイトが認められています。ただし、アルバイトをした場合も、常にフルタイムの学生として勉学し、それなりの成績も維持しなければなりません。キャンパス外でのアルバイトは特別な許可が必要で、予期せぬ経済状況の変更や国際団体に働くなど限られた条件においてのみ可能です。

日本の制度と大きく異なるところはアメリカでは留学生がアルバイトをする場合、キャンパス内のみという非常に限られた範囲で認められるということである。筆者自身、アメリカ、カリフォルニア州の大学に1年ほど交換留学で滞在したが、大学のカフェテリアや図書館などでは知り合いのアジアからの留学生が働いている姿をよく見かけた。留学生だけでなく、アメリカ人の学生もアルバイトをするので、規模の大きな大学なら雇用される機会もあるだろうが、小規模な大学だと雇用機会が限られて大変だろうという印象を受けた。

3.2 イギリス

イギリスに留学する場合、大学や専門学校など、16歳以降の教育課程に留学する場合にはTier 4 という成年学生ビザを申請することになっている。Tier 4 学生ビザで留学している学生は、規定の時間内、一定の範囲で働くことができる。Tier 4 学生ビザの方針ガイド（イギリス政府内務省(2017)）には以下のような記載がある。³⁾

Tier 4 学生ビザの基本的な目的はイギリスに勉学のために入国することである。就労が認められるのは学習を継続するのに必要な補助的な収入を得ることを目的としたもので、ほとんどの場合社会的に確立した事業者でのパートタイムの労働を想定したものである（小売店での店員など）。または学業や学業の評価に不可欠な職業体験に関連したものである。そしてイギリスに入国し、どのようなコースで学習するかに応じて就労できる時間数が制限されている。(pp.65)

表1 イギリスの大学で学習する場合のコース別の就労許可時間数（同書pp.66）

学習するコース	学期中は1週間に つき10時間、休暇 中はフルタイム	学期中は1週間に つき20時間、休暇 中はフルタイム	就労不許可
連合王国認定機関または高等教育 公的基金受領機関によって運営さ れる学位取得以上のコース		✓	
連合王国内の高等教育機関による 短期留学プログラム		✓	
連合王国認定機関または高等教育 公的基金受領機関によって運営さ れる学位取得未満のコース	✓		
公的基金運営による継続教育学院 （専門学校）のすべてのコース			✓
私的機関によるすべてのコース			✓

3.3 オランダ (EU諸国)

EUの中心国の一つ、オランダにはオランダ高等教育国際機構 (Nuffic: The Netherlands Organization for International Cooperation in Higher Education) という高等教育機関の国際化等を目的として設立された非営利団体があり、留学希望者に向けて、オラン

ダ語と英語で高等教育事情や生活情報を提供している。この団体が運営する Study in Holland というサイトには奨学金やオランダの生活に関する情報などが非常に詳しく提供されている。以下のような留学生のアルバイトに関する情報も記載されている。

クロアチアを除くEU/EEA諸国⁴⁾、またはスイス出身者は制限なく就業することができる。クロアチア、または上に記載された国以外の出身者の場合、学業のかたわら就業しようとするときに制限がある。まず就業許可を取得する必要がある、1週間に最大10時間という制限で働くことができる。なお、夏の6月、7月、8月はフルタイムで働くことができる。

EU/EEA 諸国やスイスといったオランダの近隣国と、日本などEU 圏外からの留学生との間には大きく対応の差があるということだ。EU 諸国は合衆国のような形態になっており、加盟国内の出身者はEU 域内を移動しても特別な手続きを経ないで自国民のように就労することができる。留学生に対しても同じ基準で対応しているわけである。実際は語学力の問題などで就労できるかどうかは左右されるが、留学生においてもEU 域内出身者とそうでない者との間に大きな差が出てくることになる。EU 域外の出身者に対してどういう対応を取るかはそれぞれの国が独自に制度を設定していると思われる。フランスやドイツなどEU 内の他の主要国にも調査範囲を広げていく必要性を強く感じる。

3.4 オーストラリア

在日オーストラリア大使館のホームページには留学する場合に取得するビザの簡潔な説明が日本語で読めるようになっている。それによるとオーストラリアの教育機関で3ヶ月以上の修学を予定している人は、学生ビザ（サブクラス 500）の取得が必要と記載されている。このビザを取得した場合、一定の条件の下で、扶養家族が同行できること、申請者本人と家族は、コースの種類により制限つき、または制限なしに働くことができることが記載されている。

オーストラリア政府の移民・国境警備省のホームページには、学生ビザ（サブクラス 500）で就労する場合の具体的な解説がある。

オーストラリアで留学生生活を始めた学生は、学期中は2週間に40時間まで就労することができる。また、予定された長期休暇中は無制限に就労することができる。修士課程と博士課程の学生は無制限に就労することができる。

留学生の家族は2週間に40時間まで就労することができる。留学生が修士課程など大学院過程のコースを履修する場合、そのコースの履修を始めた時点でその留学生の

家族は時間制限なしに就労することができる。

オーストラリアの制度で日本と大きく異なるのは、大学院生には滞同する家族も含め就労時間に制限がないことである。日本の制度では大学院生も学部生と同じで週に28時間という時間制限がある。さらに日本では「家族滞在」という在留資格で在留する留学生の配偶者なども、資格外活動許可を取得すれば就労することが可能である。その場合でも就労できる時間数は週28時間に制限されている。

オーストラリアの大学院に留学した場合、同行家族が無制限に働くことができるということから、配偶者がアルバイトにより心身ともに学位取得をサポートするという留学生生活が可能になる。

3.5 台湾, 中国

中国語圏の留学に関しては、台湾教育省が発信する留学生向け台湾教育情報に以下のような記載がある。

台湾の学校に2学期間、または語学プログラムに1年間通学する外国人留学生で学業成績が優秀な学生は以下の条件に当てはまる場合、就労することができる。

- ・大規模な自然災害が原因で学業を続けるのが困難でその状況を証明できる学生
- ・在学する研究機関が留学生に研究補佐として働くことを要求する場合
- ・留学生が研究分野に関連する、キャンパス外でのインターンシップに参加する場合

台湾の場合、留学生は基本的にアルバイトができないという立場を取っているようだ。生活費の足りない部分を恒常的にアルバイトで補うことは認められず、突発的な特殊事情が発生した場合のみ特別に認めるということと、研究や学業の一環で報酬を受け取ることは認めるという2点にまとめられる。

中国に関しては日本学生支援機構の海外留学支援サイトや主要な留学情報サイト、中国大使館ホームページなどには外国人留学生の就労についての記載は見つからなかった。

3.6 韓国

韓国の制度は日本の制度によく似ているが、就労できる時間など日本よりも厳しい条件となっている。独立行政法人日本学生支援機構による海外留学支援サイトの韓国紹介記事によると以下の概要になる。

- ・アルバイトが許可されるためには大学校の正規課程に在籍し、授業を受け6ヶ月以

上経過していなければならない。

- ・アルバイトをする前に最寄りの入国管理局で資格外活動の許可を受けなければならない。
- ・アルバイトは週 20 時間までで、勤務先は 2 ヶ所まで許可される。
- ・夏休みや冬休みの期間中は時間制限がなくアルバイトができる。
- ・許可される仕事には法律上の制限があり、個人語学レッスン、風俗店、産業機密を扱う事業所等では働けない。
- ・入国管理局で申請をするときに申請書のほかに雇用主の発行した雇用証明書（アルバイト期間、場所、業種、担当業務、事業者登録番号を記載）、指導教授の推薦書、さらに手数料として 3 万ウォンが必要。

韓国の制度では申請するときに雇用主の証明書や指導教員の推薦書が必要となるなど申請する留学生には煩雑な手続きだと感じられることだろう。また、手数料がかかるのも日本との大きな違いと言える。

4. おわりに

日本の留学生受け入れ政策は欧米に比べて遅れていた留学生受け入れを推進し、大学を国際化したいというねらいで進められた。日本に留学する留学生はアジアの発展途上国などからが多く、日本の物価高による出身国との賃金格差から日本での生活費の支出が大変だということが障害になっていた。そこで留学生自身にアルバイトを認め、生活費の補助としてもらい、少しでも留学の可能性を広げようという流れになっている。日本の制度は諸外国の制度と比較すると基本的に似ている部分が多いが、就労できる時間数や手続きのしやすさなどにおいて留学生に寛容な制度だと言える。

留学生支援という観点からはアルバイトのしやすさに焦点を当てるだけでなく、学費や奨学金といった学業の根幹にある要素も検討する必要がある。今回は時間の関係で就労許可を中心に調査したが、今後は学費と奨学金に対する調査も行い、総合的な留学生支援のための施策を検討していきたい。

注

- 1) 入国管理局ホームページ 資格外活動の許可（入管法施行規則第19条）
- 2) 筆者は2015年度ベルギーに1年滞在したが、ベルギーのIDカードが発行されるまで申請から3ヶ月以上かかった。入国と同時に本人の写真入りの在留カードが発行される日本のシステムは画期的である。
- 3) UKVI（英国政府ビザ・イミグレーション）のサイトからダウンロードできるTier 4の解説書。2017年2月14日以降にビザ申請する者のガイドとの記載がある。なお、翻訳

は筆者による。以下同様。

- 4) EU/EEA諸国：「欧州経済地域あるいは欧州経済領域（EEA）European Economic Area」とは、EU全28カ国にノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランドを含めた31カ国で構成され、EUに加盟することなくEU単一市場にアクセスする権利を持つしくみ。

参考文献

- イギリス政府内務省(2017). *Tier 4 of the Points Based System : Policy Guidance*
- 岡 益巳(2004). 「留学生の資格外活動許可基準の歴史の変遷とその諸問題」『留学生教育』第9号, pp19-33
- イギリス政府 UKVI (英国ビザ・イミグレーション) ホームページ (アクセス日2017年3月30日)
- <https://www.gov.uk/tier-4-general-visa>
- オーストラリア政府 移民・国境警備省 学生ビザ (サブクラス500) 解説ホームページ (アクセス日2017年3月30日)
- <http://www.border.gov.au/Trav/Visa-1/500->
- オランダ高等教育国際機構(Nuffic:The Netherlands Organization for International Cooperation in Higher Education)が運営するサイト Study in Holland (アクセス日2017年3月30日)
- <https://www.studyinholland.nl/practical-matters/working-while-studying>
- 在日本オーストラリア大使館ホームページ (アクセス日2017年3月30日)
- http://japan.embassy.gov.au/tkyojapanese/studentvisa_jp.html
- 台湾教育省 留学生向け台湾教育情報ホームページ (アクセス日2017年3月30日)
- http://www.studyintaiwan.org/living_job.html
- 独立行政法人日本学生支援機構ホームページ 海外留学支援サイト (韓国 生活お役立ち情報サイト) (アクセス日2017年3月30日)
- http://ryugaku.jasso.go.jp/oversea_info/region/asia/korea/info_kr_life/
- 日米教育委員会 (フルブライト・ジャパン) ホームページ (アクセス日2017年3月30日)
- http://www.fulbright.jp/study/schedule/step4_03_02.html
- 入国管理局ホームページ 資格外活動 (アクセス日2017年3月30日)
- <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyuu/shikakugai.html>
- ブリティッシュカウンシル イギリス留学ビザ申請ホームページ (アクセス日2017年3月30日)
- <https://www.britishcouncil.jp/studyuk/planning/visas/student>

【資料1】日本の入国管理局 資格外活動許可申請書

別記第二十八号様式(第十九条関係)

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

資 格 外 活 動 許 可 申 請 書	
APPLICATION FOR PERMISSION TO ENGAGE IN ACTIVITY OTHER THAN THAT PERMITTED UNDER THE STATUS OF RESIDENCE PREVIOUSLY GRANTED	
入国管理局長 殿	
To the Director General of _____ Regional Immigration Bureau	
出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき、次のとおり資格外活動の許可を申請します。 Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 19-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for permission to engage in activities other than those permitted under the status of residence previously granted.	
1 国籍・地域 Nationality / Region	2 生年月日 Date of birth
3 氏名 Name	年 月 日 Year Month Day
4 性別 男・女 Sex Male/Female	5 配偶者の有無 有・無 Marital status Married / Single
6 職業 Occupation	
7 住居地 Address in Japan	
電話番号 Telephone No.	携帯電話番号 Cellular Phone No.
8 旅券(1)番号 Passport Number	(2)有効期限 Date of expiration
年 月 日 Year Month Day	年 月 日 Year Month Day
9 現に有する在留資格 Status of residence	在留期間 Period of stay
在留期間の満了日 Date of expiration	10 在留カード番号 Residence card No.
年 月 日 Year Month Day	
11 現在の在留活動の内容(学生にあっては学校名及び週間授業時間) Present activity (for student: name of school, lesson hours per week)	
12 他に従事しようとする活動の内容 Other activity to engage in	
(1)職務の内容 Type of activity	<input type="checkbox"/> 翻訳・通訳 Translation / Interpretation
	<input type="checkbox"/> 語学教師 Language teaching
	<input type="checkbox"/> その他() Others
(2)雇用契約期間 Term of employment contract	(3)週間稼働時間 Working hours per week
円 (<input type="checkbox"/> 月額) Salary Yen Monthly	<input type="checkbox"/> 週額 <input type="checkbox"/> 日額 Weekly Daily
13 勤務先 Place of employment	
(1)名称 Name	
(2)所在地 Address	電話番号 Telephone No.
(3)業種 Type of business	<input type="checkbox"/> 製造 Manufacturing
	<input type="checkbox"/> 商業 Commerce
	<input type="checkbox"/> 教育 Education
	<input type="checkbox"/> その他 Others
14 法定代理人(法定代理人による申請の場合に記入) Legal representative (in case of legal representative)	
(1)氏名 Name	(2)本人との関係 Relationship with the applicant
(3)住所 Address	
電話番号 Telephone No.	携帯電話番号 Cellular Phone No.
以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.	
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 Signature of the applicant (legal representative) / Date of filling in this form	
年 月 日 Year Month Day	
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.	
※ 取次者 Agent or other authorized person	
(1)氏名 Name	(2)住所 Address
(3)所属機関等 Organization to which the agent belongs	電話番号 Telephone No.

